

<h1>静岡市報</h1>	No. 70
	静岡市葵区追手町5番1号
	発行所 静岡市役所
	編集兼発行人 静岡市長
	発行日 毎月1日・随時

目 次

条 例

- 静岡市両河内財産区議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 静岡市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

規 則

- 静岡市立保育所条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 静岡市土地区画整理審議会委員選挙事務取扱規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・ 5
- 静岡市中央卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 静岡市立病院条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- 静岡市職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・ 18

告 示

- 静岡市屋外広告物条例等の規定により区域等を指定した告示の一部改正・・・・・・・・・・ 18

選挙管理委員会告示

- 静岡市議会議員及び静岡市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例施行規程の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- 静岡市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例施行規程の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22

＜本号で掲載された条例のあらまし＞

◇ **静岡市両河内財産区議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（平成20年静岡市条例第161号）**

- 1 地方自治法の一部改正に伴い、「議会議員の報酬」を「議会の議員の議員報酬」に改める等の所要の規定を整備することとした。（題名、第1条から第3条まで、第5条関係）
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇ 静岡市中央卸売市場条例の一部を改正する条例（平成20年静岡市条例第162号）

- 1 卸売業者が出荷者から受領する委託手数料の料率を事前届出制にすることとし、所要の規定を整備することとした。（第44条、第45条、第56条、第58条関係）
- 2 卸売業者が届出た料率に対する市長の変更命令について規定することとした。（第58条関係）
- 3 卸売業者が届出た料率は、一定期間原則として変更を禁止することとした。（第58条関係）
- 4 卸売業者は、届出た料率について周知に努めることとした。（第58条関係）
- 5 この条例は、平成21年4月1日から施行することとした。

条 例

静岡市両河内財産区議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年12月19日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市条例第161号

静岡市両河内財産区議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
静岡市両河内財産区議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成15年静岡市条例第309号）の一部を次のように改正する。

題名中「静岡市両河内財産区議会議員の報酬」を「静岡市両河内財産区議会の議員の議員報酬」に改める。

第1条中「第203条第5項」を「第203条第4項」に、「報酬」を「議員報酬」に改める。

第2条の見出しを「（議員報酬額）」に改め、同条中「報酬」を「議員報酬」に改める。

第3条（見出しを含む。）及び第5条中「報酬」を「議員報酬」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

静岡市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年12月26日

静岡市長 小嶋善吉

静岡市条例第162号

静岡市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例

静岡市中央卸売市場業務条例（平成15年静岡市条例第216号）の一部を次のように改正する。

第44条中「第59条に規定する」を「第58条第3項の規定により届け出た率により算定した」に改める。

第45条第3項中第12号を第13号とし、第9号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、第8号の次に次の1号を加える。

（9）委託手数料の率に関する事項

第56条第1項中「第59条で規定する」を「第58条第3項の規定により届け出た率により算定した」に改める。

第58条を次のように改める。

（委託手数料）

第58条 卸売業者が卸売のための販売の委託の引受けについてその委託者から收受する委託手数料の額は、卸売をした物品の卸売価格に数量を乗じて得た額の合計額に料率を乗じて得た額とする。

- 2 前項の料率は、規則で定める品目の区分ごとに卸売業者が定めるものとする。
- 3 卸売業者は、第1項の料率を定め、又は変更しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に届け出なければならない。
- 4 市長は、前項の規定により届出があった料率が委託者に対し不当に差別的な取扱いをするものであるときその他不適切と認められるときは、卸売業者に料率の変更を命ずることができる。
- 5 卸売業者は、規則で定める期間は、第3項の規定により届け出た料率を変更することができない。ただし、前項の規定により市長が料率の変更を命じた場合又は特別の事情により市長が必要と認めた場合は、この限りでない。
- 6 卸売業者は、第3項の規定により届け出た料率を卸売場又は主たる事務所の見やすい場所に掲示する等の方法により委託者に周知するよう努めなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、次項から附則第4項までの規定は、公布の日から施行する。

(委託手数料の料率の届出に係る特例)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の卸売のための販売の委託の引受けについて卸売業者が委託者から收受する委託手数料の料率に係る改正後の静岡市中央卸売市場業務条例（以下「改正後の条例」という。）第58条第3項の規定による届出は、施行日前においても行うことができる。

(委託手数料の料率の変更命令に係る特例)

3 市長は、前項の規定により届出があった場合において必要があると認めるときは、施行日前においても改正後の条例第58条第4項の規定の例により料率の変更を命ずることができる。

(受託契約約款の承認に係る特例)

4 市長は、附則第2項の規定により届出があった場合において必要があると認めるときは、施行日前においても、改正後の条例第45条第3項第9号に掲げる事項を定めることについて同条第1項又は第4項の規定の例により承認することができる。

規 則

静岡市規則第225号

静岡市立保育所条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成20年12月19日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市立保育所条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市立保育所条例施行規則（平成15年静岡市規則第106号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

静岡市立清水川原保育園	120人	を
-------------	------	---

」

「

静岡市立清水川原保育園	150人
-------------	------

に

」

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

静岡市規則第226号

静岡市土地区画整理審議会委員選挙事務取扱規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成20年12月25日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市土地区画整理審議会委員選挙事務取扱規則の一部を改正する規則

静岡市土地区画整理審議会委員選挙事務取扱規則（平成15年静岡市規則第216号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第3条第3項又は第4項」を「第3条第4項又は第5項」に改める。

様式第2号、様式第3号、様式第5号及び様式第8号中「静岡市長 様」を「(あて先) 静岡市長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

静岡市規則第227号

静岡市中央卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成20年12月26日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市中央卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市中央卸売市場業務条例施行規則（平成15年静岡市規則第207号）の一部を次のように改正する。

第77条を次のように改める。

（品目の区分）

第77条 条例第58条第2項に規定する規則で定める品目の区分は、次に掲げるとおりとする。

- （1）野菜及びその加工品（つけ物を除く。）
- （2）果実及びその加工品
- （3）つけ物
- （4）生鮮水産物及びその加工品
- （5）鶏卵
- （6）うずらの卵
- （7）別表第1に掲げる食料品（鶏卵及びうずらの卵を除く。）

第77条の次に次の3条を加える。

（委託手数料の率の届出）

第77条の2 条例第58条第3項の規定による届出は、委託手数料率設定（変更）届出書（様式第69号の2）に市長が必要であると認める書類を添付して行うものとする。

（変更命令）

第77条の3 条例第58条第4項の規定による命令は、委託手数料率変更命令書（様式第69号の3）によるものとする。

（委託手数料の率の変更禁止期間）

第77条の4 条例第58条第5項に規定する規則で定める期間は、当該委託手数料の率の適用の日から当該適用の日が属する年度の翌年度の3月31日までとする。

様式第8号中

「	住所（所在地）	氏名（名称及び代表者氏名）	①	を	「	住所 〔法人にあっては、その主たる事務所の所在地〕	氏名 〔法人にあっては、その名称及び代表者の氏名〕	①	に、	」
---	---------	---------------	---	---	---	------------------------------	------------------------------	---	----	---

「商号」を「屋号及び商号」に改める。

様式第9号を次のように改める。

【様式は掲載省略】

「
 所在地
 様式第11号中 名称 を
 代表者氏名 ㊟
 」

「
 住所〔法人にあっては、その主たる事務所の所在地〕
 氏名〔法人にあっては、その名称及び代表者の氏名〕 ㊟ に改める。
 」

「
 譲渡人
 静岡市中央卸売市場 部仲卸業者
 名称
 代表者氏名 ㊟
 様式第14号中 を
 譲受人
 住所
 名称
 代表者氏名 ㊟
 」

「
 譲渡人 静岡市中央卸売市場 部仲卸業者
 住所〔法人にあっては、その主たる事務所の所在地〕
 氏名〔法人にあっては、その名称及び代表者の氏名〕 ㊟
 に改める。」

譲受人 住所 $\left[\begin{array}{l} \text{法人にあつては、その主} \\ \text{たる事務所の所在地} \end{array} \right]$

氏名 $\left[\begin{array}{l} \text{法人にあつては、その名} \\ \text{称及び代表者の氏名} \end{array} \right]$ ㊦

」

「

名 称

代表者氏名 ㊦

様式第15号中 住 所 を

名 称

代表者氏名 ㊦

「

住所 $\left[\begin{array}{l} \text{法人にあつては、その主} \\ \text{たる事務所の所在地} \end{array} \right]$

氏名 $\left[\begin{array}{l} \text{法人にあつては、その名} \\ \text{称及び代表者の氏名} \end{array} \right]$ ㊦

に改める。

住所 $\left[\begin{array}{l} \text{法人にあつては、その主} \\ \text{たる事務所の所在地} \end{array} \right]$

氏名 $\left[\begin{array}{l} \text{法人にあつては、その名} \\ \text{称及び代表者の氏名} \end{array} \right]$ ㊦

」

「

静岡市中央卸売市場 部

(仲卸業者) 名称

代表者氏名 ㊦ を

様式第16号中 (承継者) 所在地

名称

代表者氏名 ㊦

」

「

仲卸業者 静岡市中央卸売市場 部仲卸業者

住所 [法人にあつては、その主
たる事務所の所在地]氏名 [法人にあつては、その名
称及び代表者の氏名] ㊦ に改める。継承者 住所 [法人にあつては、その主
たる事務所の所在地]氏名 [法人にあつては、その名
称及び代表者の氏名] ㊦

」

様式第17号から様式第19号までの様式を次のように改める。

【様式は掲載省略】

様式第21号を次のように改める。

【様式は掲載省略】

「

住 所

様式第22号中 名 称 を

氏 名 ㊦

」

「

静岡市中央卸売市場 部

住所 [法人にあつては、その主
たる事務所の所在地] に改める。氏名 [法人にあつては、その名
称及び代表者の氏名] ㊦

」

「
 様式第23号及び様式第24号中 住所（所在地）
 氏名（名称及び代表者氏名） ㊞ を
 」

「
 静岡市中央卸売市場 部仲卸業者
 住所 〔 法人にあっては、その主たる事務所の所在地 〕 に改める。
 氏名 〔 法人にあっては、その名称及び代表者の氏名 〕 ㊞
 」

様式第25号及び様式第26号を次のように改める。

【様式は掲載省略】

「
 様式第31号中 住所（所在地）
 氏名（名称及び代表者氏名） ㊞ を
 」

「
 住所 〔 法人にあっては、その主たる事務所の所在地 〕
 氏名 〔 法人にあっては、その名称及び代表者の氏名 〕 ㊞ に改める。
 」

様式第32号及び様式第33号を次のように改める。

【様式は掲載省略】

様式第34号、様式第35号及び様式第37号中「指令（ ）第 号」を「第 号」に改める。

様式第38号を次のように改める。

【様式は掲載省略】

様式第40号、様式第41号、様式第43号、様式第45号から様式第48号まで、様式第51号、様式第52号及び様式第54号中「指令（ ）第 号」を「第 号」に改める。

様式第55号中「5部」を「部」に改め、「指令（ ）第 号」を「第 号」に改める。

様式第57号を次のように改める。

【様式は掲載省略】

「
様式第59号中 名称
代表者氏名 ① を
」

「
静岡市中央卸売市場 部仲卸業者
住所 〔法人にあつては、その主
たる事務所の所在地〕 に、「指令（ ）第 号」を
氏名 〔法人にあつては、その名
称及び代表者の氏名〕 ①
」

「第 号」に改める。

「
様式第60号中 名称
代表者氏名 ① を
」

「
静岡市中央卸売市場 部仲卸業者
住所 〔法人にあつては、その主
たる事務所の所在地〕 に、「指令（ ）第 号」を
氏名 〔法人にあつては、その名
称及び代表者の氏名〕 ①
」

「第 号」に改める。

「
 様式第61号及び様式第62号中 名称
 代表者氏名 ① を
 」

「
 静岡市中央卸売市場 部仲卸業者
 住所 〔 法人にあっては、その主
 たる事務所の所在地 〕 に改める。
 氏名 〔 法人にあっては、その名
 称及び代表者の氏名 〕 ①
 」

「
 様式第63号中 名称
 代表者氏名 ① を
 」

「
 静岡市中央卸売市場 部仲卸業者
 住所 〔 法人にあっては、その主
 たる事務所の所在地 〕 に、「指令（ ）第 号」を
 氏名 〔 法人にあっては、その名
 称及び代表者の氏名 〕 ①
 」

「第 号」に改める。

様式第64号を次のように改める。

【様式は掲載省略】

様式第69号の次に次の2様式を加える。

【様式は掲載省略】

様式第70号及び様式第72号中「指令（ ）第 号」を「第 号」に改める。

様式第76号を次のように改める。

【様式は掲載省略】

様式第77号中「(青果部・水産物部)」を「静岡市中央卸売市場 部卸売業者」に改める。

「
 様式第80号中 名 称
 代表者氏名 ⑤ を
 」

「
 静岡市中央卸売市場 部卸売業者
 名 称 に改める。
 代表者氏名 ⑤
 」

「
 (青果部・水産物部・その他)
 様式第81号中 名 称 を
 代表者氏名 ⑤
 」

「
 静岡市中央卸売市場 部 業者
 住所 (法人にあっては、その主たる事務所の所在地) に改める。
 氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名) ⑤
 」

「
 様式第82号中 名 称
 代表者氏名 ⑤ を
 」

「

静岡市中央卸売市場 部 業者

住所 $\left[\begin{array}{l} \text{法人にあつては、その主} \\ \text{たる事務所の所在地} \end{array} \right]$ に改める。

氏名 $\left[\begin{array}{l} \text{法人にあつては、その名} \\ \text{称及び代表者の氏名} \end{array} \right]$ ㊟

」

「

住 所

様式第83号中 名 称 を

氏 名 ㊟

」

「

住所 $\left[\begin{array}{l} \text{法人にあつては、その主} \\ \text{たる事務所の所在地} \end{array} \right]$ に改める。

氏名 $\left[\begin{array}{l} \text{法人にあつては、その名} \\ \text{称及び代表者の氏名} \end{array} \right]$ ㊟

」

様式第84号を次のように改める。

【様式は掲載省略】

「

様式第85号中 住所（所在地） を
氏名（名称及び代表者氏名） ㊟

」

「

住所 $\left[\begin{array}{l} \text{法人にあつては、その主} \\ \text{たる事務所の所在地} \end{array} \right]$ に、「指令（ ）第 号」を

氏名 $\left[\begin{array}{l} \text{法人にあつては、その名} \\ \text{称及び代表者の氏名} \end{array} \right]$ ㊟

」

「第 号」に改める。

「
 住所
 様式第86号及び様式第87号中 名称 を
 氏名 ㊟
 」

「
 住所 〔法人にあつては、その主たる事務所の所在地〕
 氏名 〔法人にあつては、その名称及び代表者の氏名〕 ㊟ に改める。
 」

「
 住所(所在地)
 様式第88号中 申請者 を
 氏名(名称) ㊟
 」

「
 住所 〔法人にあつては、その主たる事務所の所在地〕
 申請者 氏名 〔法人にあつては、その名称及び代表者の氏名〕 ㊟ に改める。
 」

様式第89号を次のように改める。

【様式は掲載省略】

「
 名称
 様式第92号中 代表者氏名 ㊟ を
 」

「
 住所 $\left[\begin{array}{l} \text{法人にあつては、その主} \\ \text{たる事務所の所在地} \end{array} \right]$
 氏名 $\left[\begin{array}{l} \text{法人にあつては、その名} \\ \text{称及び代表者の氏名} \end{array} \right]$ ㊟ に改める。
 」

様式第93号を次のように改める。

【様式は掲載省略】

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(委託手数料の率の届出に係る特例)

- 2 静岡市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例（平成20年条例第162号。以下「一部改正条例」という。）附則第2項の規定により行う届出は、改正後の静岡市中央卸売市場業務条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第77条の2の規定の例により行うものとする。

(委託手数料の率の変更命令に係る特例)

- 3 一部改正条例附則第3項の規定による命令は、改正後の規則第77条の3の規定の例により行うものとする。

静岡市規則第228号

静岡市立病院条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成20年12月26日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市立病院条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市立病院条例施行規則（平成15年静岡市規則第159号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

(6) 分娩料 及び分娩 介助料	ア 初産	1回につき	105,000円	1 条例第2条に定める診療時間以外の時間及び休診日の場合は、左記料金の4割増しとする。 2 双胎以上の分娩の場合は、1児を増すごとに左記料金及び1により算出した額の2分の1の額を加算する。
	イ 経産	1回につき	98,000円	

を

」

「

(6) 分娩料 及び分娩 介助料	ア 初産	1回につき	105,000円	1 条例第2条に定める診療時間以外の時間及び休診日の場合は、左記料金の4割増しとする。 2 双胎以上の分娩の場合は、1児を増すごとに左記料金及び1により算出した額の2分の1の額を加算する。
	イ 経産	1回につき	98,000円	
	ウ 産科 医療補 償制度 掛金相 当額加 算	1回につき	30,000円	1 在胎週数が22週未満の分娩の場合は、左記料金を加算しない。 2 双胎以上の分娩の場合は、1児を増すごとに左記料金を加算する。

に

」

改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の静岡市立病院条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の分娩に係る分娩料及び分娩介助料について適用し、同日前の分娩に係る分娩料及び分娩介助料については、なお従前の例による。

静岡市規則第229号

静岡市職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成20年12月26日

静岡市長 小嶋善吉

静岡市職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市職員等の旅費に関する条例施行規則（平成15年静岡市規則第42号）の一部を次のように改正する。

第11条第3項中「岡部町」を「藤枝市（藤枝市に編入される前の岡部町の区域に限る。）」に改める。

附 則

この規則は、平成21年1月1日から施行する。

告 示

静岡市告示第608号

静岡市屋外広告物条例等の規定により区域等を指定した告示（平成15年静岡市告示第20号）の一部を次のように改正する。

平成20年12月26日

静岡市長 小嶋善吉

本則第2項第1号の表一般国道1号の項中「岡部町」を「藤枝市」に改める。

附 則

この告示は、平成21年1月1日から施行する。

選挙管理委員会告示

静岡市選挙管理委員会告示第22号

静岡市議会議員及び静岡市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例施行規程（平成15年静岡市選挙管理委員会告示第6号）の一部を次のように改正する。

平成20年12月19日

静岡市選挙管理委員会委員長 藤田勝也

第5条に次の1項を加える。

- 2 前項の場合において、燃料供給業者に同項の選挙運動用自動車使用証明書を提出するときは、これに、燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で燃料供給業者から給油の際に受領したものの写しを添付しなければならない。

第6条中「燃料供給業者又は」を「当該証明書のほかに、燃料供給業者にあつては第3条第2項の確認書及び前条第2項に規定する書面の写しを、」に改め、「、当該証明書のほかに」を削る。

様式第1号（その1）中

「

燃料代	年 月 日		10単位	円	
	年 月 日		10単位	円	

を

運転手の雇用	年 月 日		～	円	
	年 月 日		～	円	

」

「

運転手の雇用	年 月 日		～	円	
	年 月 日		～	円	
燃料代	年 月 日			円	
	年 月 日			円	

に

」

改め、同様式（その1）備考2中「燃料代」にあつては燃料単価を、「運転手の雇用」にあつては雇用期間を「運転手の雇用」にあつては雇用期間を、「燃料代」にあつては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号」に改め、同様式備考2の次に次のように加える。

- 3 「燃料代」にあつては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください（なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。）。

様式第2号（その1）中

「

- 3 確認申請金額 _____ 円 _____ を

」

「

- 3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号 _____ に
4 確認申請金額 _____ 円 _____

」

改め、同様式（その1）備考3を同様式（その1）備考4とし、同様式（その1）備考2の次に次のように加える。

- 3 「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号」には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号を記載してください。

様式第3号（その1）中

「

- 3 確認金額 _____ 円 _____ を

」

「

- 3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号 _____ に
- 4 確認金額 _____ 円

」

改め、同様式（その1）備考2を次のように改める。

- 2 この確認書を受領した燃料供給業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用自動車使用証明書（燃料）とともにこの確認書を請求書に添付してください。

なお、公費の支払の請求ができるのは、この確認書に記載された選挙運動用自動車への燃料の供給に限られています。

様式第4号（その1）中「使用する」を「使用した」に改め、同様式（その1）備考1中「証明書は」の次に「、使用の実績に基づいて」を加え、同様式（その2）を次のように改める。

【様式は掲載省略】

様式第4号（その3）中「使用する」を「使用した」に改め、同様式（その3）備考1中「証明書は」の次に「、使用の実績に基づいて」を加える。

様式第5号中「作成する」を「作成した」に改め、同様式備考1中「証明書は」の次に「、作成の実績に基づいて」を加える。

様式第6号（その1）備考1中「選挙運動用自動車燃料代確認書」の次に「及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領した

ものをいう。）の写し」を加え、同様式（その1）備考2の次に次のように加える。

- 3 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、選挙運動用自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

様式第6号（その1）別紙その2（乙）を次のように改める。

【様式は掲載省略】

附 則

この告示は、平成20年12月22日から施行する。

静岡市選挙管理委員会告示第23号

静岡市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例施行規程（平成19年静岡市選挙管理委員会告示第20号）の一部を次のように改正する。

平成20年12月19日

静岡市選挙管理委員会委員長 藤田勝也

様式第4号中「作成する」を「作成した」に改め、同様式備考1中「証明書は」の次に「作成の実績に基づいて」を加える。

様式第5号中

「
_____銀行、信用金庫_____本、支店 普通・当座 No. _____を
口座名義 _____」

「
_____銀行、信用金庫、農協_____本、支店 普通・当座 No. _____に
フリガナ _____
口座名義 _____」

改める。

附 則

この告示は、平成20年12月22日から施行する。